

2019年は新しい処遇改善加算と介護報酬改定がスタート、  
4月からは有給休暇の5日間消化義務化も始まります。介護経営の環境の激変への対応策は？

## 『新・処遇改善加算と介護報酬改定の 詳細解説・次期制度改正』

遂に勤続10年以上を対象とした新・介護職員処遇改善加算と消費税増税に伴う介護報酬改定は+0.39%のアップとなりました。さらには4月からの5日間の有給休暇取得の義務化が始まります。保険外サービスの新基準と、ケアプランチェック利用回数基準。次期2012年介護保険法改正の審議もスタート。大きく変わり続ける制度改定の最新の動向をも網羅する本講座は、介護事業の経営者、管理者、職員にとって必聴の講座です。

**日時** 平成**31**年**4**月**15**日 (月)  
13:30~16:30 (受付13:00~)

**会場** TKC東京本社2階研修室  
(JR「飯田橋」駅徒歩5分)

**参加費** 一人 **3,500** 円  
(税込)

参加費の振込みを持ちましてお申込み完了となります。  
本申込後、お振込先口座を折返しご案内させていただきます。

**定員** **30** 名 (定員になり次第締め切ります)

**講師**



小濱介護経営事務所  
専務理事 **小濱 道博** 氏  
介護事業経営セミナーの開催実績は北海道から九州まで全国で年間200件以上。全国各地の介護保険課、各協会、社会福祉協議会主催での講師実績も多数。

### ◆◆◆ 聞きどころ ◆◆◆

- ・処遇改善加算の詳細解説
- ・新たな介護報酬単位と新加算の算定率は
- ・2019年の介護報酬改定は+0.39%のアップ
- ・区分支給限度額の引き上げは？
- ・4月から有給休暇の取得が義務化
- ・保険外サービスを拡大する導入促進戦略
- ・訪問&通所の保険外サービスの新基準
- ・送迎に関する国交省の通知の意味
- ・厳しくなった介護職員処遇改善加算指導
- ・無通知での実地指導にどう対応するか
- ・2021年改正の審議直前、今後の事業戦略
- ・来年からは残業時間が上限制へ
- ・進む外国人の雇用と70才定年制の影響
- ・自立支援介護でお世話型介護の終焉
- ・開催時点での最新情報をすべて網羅

【次回セミナー開催予定】

平成31年6月10日(月)

お申込みは **FAXにて 03-3381-4924** までお送り下さい。

※ご入金後2営業日以内に受講票をFAXさせていただきます。お手元に届かない場合にはお手数ですがお問い合わせください。

貴社名		事業所名	
ご住所	〒		
電話		FAX	
MAIL			
参加者名		参加者名	

\*ご記入いただく個人情報は、セミナー運営以外には利用せず、また第三者への提供及び預託はございません。

\*個人情報のご記入がない場合には受付ができません。



お申込み・お問合せ

株式会社 のがもトータルプランサポート (対馬会計事務所内) 担当: 高野  
東京都中野区本町4-48-17新中野駅上プラザ808 TEL: 03-3381-7051

今後のFAX不要 ※ご案内不要の方は左をチェックしていただき大変お手数ですが、FAX送信願います。

事業所名		FAX	
------	--	-----	--